

# 上代貴族の學問について（上）

——宋學受容の内部的契機の問題——

和 島 芳 男

## 目 次

### 序

- 一、學者 の 生涯
- 二、學道 の 衰微（以上本号）
- 三、經学 の 復興（以下次号）
- 四、宋学 の 端緒

### 序

天子雖不<sub>レ</sub>窮ニ經史百家<sub>一</sub>、而有ニ何所<sub>ニ</sub>恨乎、唯群書治要早可<sub>ニ</sub>誦習<sub>一</sub>、勿下就<sub>ニ</sub>雜文<sub>一</sub>以消<sub>レ</sub>日月上耳、

いわゆる寛平御遺誠のこの一節は實にさまざまの問題を示唆する。むかし北畠親房は神皇正統記後宇多天皇条において、「寛平の御誠には、帝皇の御學問は群書治要などにてたりぬべし、雜文につきて政事をさまたげ給ふなと見えたるにや」とい、「寛平の群書治要をさして宣ひける、部せばきに似たり、但此書は唐の太宗、時の名臣魏徵をしてえらばせられたり、五十巻の中にあるる經史諸子までの名文をのせたり、全經の書、三史等をぞ常の人はまなぶ

なる、此書にのせたる諸子など見るものすくなし、ほとほと名をだにしらぬたぐひもあり、まして万機をしらせ給はんに、是までまなばせ給ふ事よしなかるべきにや、本經等をならはせましますまでは有べからず、すでに雜文とてあれば、經史の御学問のうへに此書を御覽じて、諸子等の雜文までなくもとの御心なり」と注した。すなわち親房の解釈に従えば、天子たるもののは政務繁多であるから經史についても本經を習うには及ばず、群書治要に抄出された分のみをみれば十分であり、まして諸子等の雜文は、抄出の有無にかかわらず一切顧みなくともよいということになる。群書治要是經史子三部七十六種の書の中から特に政治上の参考となるべき資料を抄出し、原書ごとに編集したもので、唐朝においてすこぶる尊重され、本邦にも早く渡來し、歴代天皇の御読書にそなえられ、さきに貞觀（アセキョウ）十七年四月にも菅原是善・菅野佐世がそれぞれ書中の紀伝諸子の文、五經の文を仁明天皇に授け奉ったことがあり、その後も天皇が群書治要を読まれるときには明經・紀伝の博士各一人を召されるのが例であった。<sup>2</sup>しかしながらこの平安の時代においても、天子をはじめとする一般の知識層、すなわち官僚貴族の社会において、群書治要に抄出された經史の本經が、果たして本經そのものとしてどれほどに読まれたかはすこぶる疑問であり、博士や学者たちの間にも本經に対する批判的研究を遂行した事例をほとんど見いだすことができない。まして論語・孝經以外の諸子については、その書の伝存もはなはだまれであつたらしい。上代の経学が、文献批判や史的考察をほとんどともなわない記誦の学であつたことはすでに定評の通りであるが、政務繁多の天子は本經に依らず、群書治要の部分的閲覧で事足りるという考え方も、記誦の学に終始する限りにおいては最も妥当なものであつたに違いない。そしてこのように部分的閲覧に満足して本經の全体的展望すら軽視する記誦の学の世界であつたればこそ、批判的考察はますます無用であったのである。わが寛平から延喜・天暦の盛世の間に、かの国では五代の紛乱を経て宋の一統が実現し、わが方が藤原氏の榮華に眩惑されるころにはかれには党議がようやく活発となり、自由批判の風潮のうちに漢代以来の訓詁の学も一新せられて窮理尽性の宋学の展開をみたのであるが、この間終始記誦の学に安んじた本邦の思想界のどこにこの批判的

宋学を受容すべき内部的契機がひそんでいたであろうか。

註

1 和田英松纂輯、森克巳校訂「国書逸文」所載による。

2 三代実録卷二十七、貞觀十七年四月二十五日條。新儀式四、御読書事。

—

寛平御遺誠にいわゆる經史百家を窮めんとすれば、大學寮の四道のうち、まず明經道に聽くべきであるが、平安時代に盛行したのは明經道よりはむしろ紀伝道であった。桃裕行氏の見解によれば、紀伝道の成立は抽象的な政治道德的なものから具体的歴史的なものへの、わが国民性の志向による自然的發展を示すものにほかならないといふ。<sup>1</sup> すでに前代以来登庸試の秀才・進士科に応するため学生の文選や史書を読む必要が増大した。特に紀伝道を教授すべき文章博士一人は神亀五年十月に始めて置かれ、文章生の名は天平二年三月を以て初見とする。このとき文章生を二十人とし、そのうち特にすぐれたもの二人を選んで文章得業生とし、秀才・進士の貢舉に擬せしめた。平安時代に入り、大同三年二月、直講一人を割いて紀伝博士を置き、特に史記および兩漢書の教授に当らせたのは文章博士の多忙を救うためであった。事実、紀伝道に対する人々の関心はようやく高まり、文章生の定員二十人は常に欠けたことがなく、やがて擬文章生試もおこなわれる盛況であった。この間文章生の多くは良家の子弟がこれに補せられるようになり、文章得業生が顯職に出身するにつれて文章博士の地位も向上し、弘仁十二年二月その相当位は正七位下から明經博士の正六位下を越えて從五位下にひき上げられ、承和元年三月には紀伝博士一員を停めて文章博士一員を加え、文章博士を二人とすることとなつた。そして文章博士は天皇の侍講に召されて史文のほか經書をも講ずるようになり、後には大学頭・式部大輔も紀伝道の官職と定まり、公卿に任せられるものも少くなかった。文章博士・式部權大輔を歴任

した菅原道真がついに右大臣を挙げたのは紀伝道の隆盛の最もよき記念であつたろう。ここに至つては大学寮本来の明経道はまったく圧倒された觀がある。

この道真を格別とすれば、宇多・醍醐朝における紀伝家の双璧は紀長谷雄・三善清行であろう。紀長谷雄は承和十二年(845)にうまれ、大藏善行に師事し、詩作において風骨を得たりと称せられたが、その文章生に補せられたのは貞觀十八年(876)三十二才のときであり、ついで元慶三年(879)大極殿の成れる日、その宴集の詩によつて文章博士菅原道真に認められた。そして寛平三年(891)、四十七才にして文章博士となり、宮中に召されて始めて漢書を読み、同六年道真が遣唐大使の命を挙げたとき副使となつたが渡唐の事は実現せず、翌七年大学頭に任ぜられ、翌年齊世親王読書始に文選を進講、また同九年には式部大輔、昌泰二年(899)には右大弁を兼ねた。文章博士にして大弁を兼ねるのは長谷雄が始めてであるといふ。翌三年正月道真左遷ののち、五月には左大弁に転じ、延喜二年(902)、五十八才を以て参議に任じ、從三位に叙せられた。これよりさき寛平御遺誠には「季長朝臣深熟三公事」、長谷雄博涉三經典、共大器也、莫憚<sup>身</sup>進<sup>之</sup>新君慎<sup>之</sup>」とあり、昌泰元年(900)二月、式部大輔長谷雄は清涼殿に侍し、群書治要を醍醐天皇に授けまいらせ、大内記小野美材が尚復となり、公卿がこれに同席した。しかし道真失脚後の延喜元年秋、左大弁長谷雄は左大臣時平の城南別第における旧師大外記大藏善行七十賀に列して賀詩ならびに序を作り、また同八年撰上の延喜格の撰修にあずかり、同十年権中納言、翌年中納言に任せられ、宇多法皇の亭子院の宴に侍して亭子院賜酒記と書いた。かれはなお大納言昇進を望み、長谷寺に祈請したが果らず、同十二年三月、六十八才で薨去した。

これに対し三善清行は承和十三年(846)、すなわち長谷雄より一年おくれてうまれ、貞觀十五年、二十八才で文章生に補せられ、八年後の元慶五年(877)、対策に丁第を得て大学大允に任せられた。清行が秀才紀長谷雄と口論し、無才の博士は和主より始まるといつたのは同八年ごろのことであろう。<sup>4</sup>仁和四年五月、清行・長谷雄が左少弁藤原佐世とともに阿衡の職掌を勅申したとき、清行は大内記、長谷雄は少外記であった。<sup>5</sup>しかしそのころ長谷雄はすでに道真の知遇を

得、次第に昇進したが、清行は官位ともに遲滞した。あるとき巨勢文雄が清行を推薦して、「清行才名超<sub>ニ</sub>越時輩」といったのに、道真はこれをあざけり、「改<sub>ニ</sub>超越」為<sub>ニ</sub>愚魯字<sub>ニ</sub>」したといふ。<sup>6</sup> 清行が文章博士となつたのは昌泰<sup>(九〇〇)</sup>三年二月、五十五才のときであり、六月には前文章博士藤原菅根の後を受けて史記を進講した。<sup>7</sup> この年十月、清行は書を右大臣道真に呈し、明年辛酉革命に当ることをのべ、「伏惟、尊閣挺<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>翰林」、「超昇<sub>ニ</sub>槐位」、朝之寵榮、道之光華、吉備公外、無<sub>ニ</sub>復与美<sub>ニ</sub>、伏冀、知<sub>ニ</sub>其止足<sub>ニ</sub>、察<sub>ニ</sub>其榮分<sub>ニ</sub>」と勧告したが、<sup>8</sup> もとより道真はこれによつて大臣を辞する気にはならなかつたであらう。翌年正月道真排斥の後、左大臣時平がなお道真の門弟子の諸司にあるものを左遷し、門下の文章生・学生を放逐しようとするこ<sub>ト</sub>を聞き、二月また書を時平にささげ、「伏以、此事變転未<sub>レ</sub>必殿<sub>下</sub>之本意<sub>ニ</sub>也」といい、「重望、賜其<sub>ニ</sub>氣色<sub>ニ</sub>、私相寬慰、聊伝<sub>ニ</sub>思裕之旨<sub>ニ</sub>、以繫<sub>ニ</sub>才士之心<sub>ニ</sub>」と切諫した。<sup>9</sup> これによつて处分は沙汰やみとなつたとしても、時平が以後大いに清行を信任したほどでもなかつたらしい。この年五月、清行は大学頭を兼ね、延喜五年正月には式部権大輔となり、延喜格の撰修にもあずかつたが、その昇進は依然遲々たるものであり、同十年四月、六十七才にして式部大輔從四位上に至つて後また久しく停滞した。かれが同十四年四月撰上した意見十二箇条は、むかし備中介であつたときの体験にもとづき、民力の急激な衰退という事実に注目した立案であるだけにすこぶる実際的であつたが、それがどのように実施に移されたかはもとより想像の限りではない。延喜十七年正月、清行は七十四才の高齢を以てようやく參議に任ぜられ、宮内卿を兼ねたが、翌年十二月にはすでに不帰の人となつた。清行の官位がついに長谷雄に及ばなかつたのは、三善家と紀家との家格の相違の上に、何事につけても率直に意見を開陳し、長谷雄に劣らぬ自己の存在を誇示しなければならなかつたかれの不幸な立場がますますその昇進の機会を遠くしたためと思われる。清行がその子淨藏の加持によつて一たん蘇生したといふ物語も、かれの現世に對する執着を反映するものであつたろう。

長谷雄・清行が相ついで世を去つてのち、天暦年間に至る紀伝道を代表するものは大江朝綱・同維時であつた。朝

綱は参議從三位檢非違使別當大江音人の子少納言玉淵を父として仁和二年<sup>(八六六)</sup>にうまれ、延喜十一年<sup>(九〇一)</sup>、二十六才のとき文章生に補せられ、同十六年文章得業生となり、六年後に対策登科したが、延長三年<sup>(九五三)</sup>、四十才にしてなお民部大丞正六位上にとどまったので、この年二月奏状を進めて老母の病を訴え、「所謂家貧親老、不レ拝官而任者也」とい、とくに温職に任せられんことを請うた。<sup>12</sup>その後承平三年十月左少弁となり、翌四年十二月、四十九才のとき文章博士を兼ね、やがて天慶四年<sup>(九四二)</sup>、民部大輔從四位下に至り、さらに以後十年の間に左少弁に歴任し、天暦五年左大弁に進み、兼ねて勘解由長官に補し、同七年、六十八才を以てようやく参議に任じ、正四位下に叙せられ、ついで翌年六月には撰国史司別当を命ぜられたが、三年後の天徳元年十二月、七十二才で卒去した。<sup>13</sup>朝綱はことに白楽天に傾倒し、夢に樂天が都率天から來訪したとみたこともあり、また勅により菅原文時とともに白氏文集中第一の詩を選定した。かゝて渤海の人が朝綱の「前途程遠馳思於鷗山之夕雲」、後会期遙霧三纓於鴻臚之曉涙<sup>14</sup>なる秀句に感歎し、その後朝綱が三公の位にのぼらなかつたと聞き、日本国は賢才を用いぬ国と評したといふのは有名な話である。なお朝綱は常に小野道風と手跡を競つたが、これにつき村上天皇は「朝綱ガ書劣ニ於道風、譬如ニ道風劣ニ朝綱之才」<sup>15</sup>と判ぜられたといふ。

大江維時は式部大輔文章博士千古の子で朝綱の従弟に当り、従兄より二才年少である。延喜十六年<sup>(九〇六)</sup>、二十九才で文章生、翌年秀才となり、従兄が病母をかかえて六位に沈淪する間に延喜二十一年以来藏人の勞を積み、延長六年<sup>(九二八)</sup>従五位下に叙し大学助に任じ、次の年四十二才で文章博士を兼ね、天慶二年二月大学頭となつた。文章博士にして大学頭を兼ねるのは維時に始まるといふ。同七年、式部権大輔兼東宮学士、同九年には兼左京大夫正四位下に進み、天暦四年二月ついに参議に任せられた。時に年六十三才。三年後、従兄朝綱も参議に任せられ、相並ぶこと二年、朝綱が先立つて卒して後、天徳四年<sup>(九六〇)</sup>、七十三才で中納言從三位に昇り、また三年後の応和三年六月薨去した。<sup>16</sup>維時はかゝて父千古とともに醍醐天皇の侍講として白氏文集を進講し、その後、朱雀天皇朝を経て村上天皇のためにも子息齊光と

ともに文集の侍読となり、これらの功により薨去後徒二位を追贈された。<sup>17</sup> なお延喜・天暦二代にわたり、各母后的手書した金字法華經のためにその願文を草したこともある。かれがみずから日記にしるす所によれば、あるときの夢に天神から「汝才学漸勝ニ朝綱」と告げられたというが、これについては維時六代の孫匡房も「雖然於ニ文章ニ非レ敵歟」と評している。<sup>18</sup>

維時がとかく従兄朝綱をしのぐ勢であつたのにくらべれば、同じく朝綱とならぶ実力を持ちながら家の不幸の故に昇進を阻まれた菅原文時の立場は同情さるべきものであった。文時は道真の孫に当り、父高視は大学頭兼右大弁であった。かれは昌泰<sup>(八九九)</sup>にうまれ、三才にして祖父の変事にあい、十五才にして父を失つた。延長のはじめ、ようやく召されて内御書所に候し、承平の末、文章得業生となり、天慶<sup>(九四二)</sup>五年、四十四才のとき対策に及第し、その後内記・弁官に歴仕すること二十年、この間天暦九年<sup>(九五五)</sup>文章博士となり、応和<sup>(九六〇)</sup>四年四位に昇り、康保元年式部大輔に任せられたが、以後十年は官位まったく遅滞した。天延<sup>(九七四)</sup>二年十一月、當時七十五才の文時は奏状をたてまつり、式部大輔たるもののは十年以下の勞を以て必ず参議に任せられるのが例であるとて、三善清行（八年）・大江維時（六年）および曾祖父菅原清公（三年）の場合を引照し、「文時策試之次、當時第一、吏部之勞、往古無比、況彼色々勤績、先後重疊」といい、またかれが朔旦各至賀表など多くの論奏を作り進めたことにつき、祖父道真をはじめ、長谷雄・清行・朝綱等、朔旦冬至の賀表の作者の公卿に昇進せざる例なきことを実証し、ただ参議には定員があること故、定員なき三位に叙せられんことを懇請した。然るにこの文時の懇請もついに朝議を動かすに足りなかつたと見え、六年後の天元<sup>(九八〇)</sup>三年正月ふたたび奏状を進めて「文時当省之勞殆廿年、古來曾無ニ如是淹沈者」と述べ、「其暫加ニ三品之末、纔可レ在ニ一瞬之間者也」と訴えた。かくて翌四年三月、實に八十三才を以てようやく参議に任じ、従三位に叙せられたが、それもまたたく「一瞬之間」に過ぎず、同年九月早くも他界したのはあわれである。<sup>20</sup> このように文時は官途においては生涯不遇であったが、さすがに菅家の直系だけに弟子は多く、文章・才学二座に分けてそれぞれ座列を定め

るほどの盛況であった。ことにかの「桃李不言春幾暮、烟霞無跡昔誰栖」の絶唱が示す通り、文時の詩才は抜群にして大江朝綱とならび称せられ、村上天皇も文時と詩作を競い、文時の優越を認めて感歎されたことがあり、鬼神すら文時の詩に感じてその家の前を拝して過ぎたと夢みた人もあった。後代大江匡房も「本朝集中ニハ、於詩者可習ニ文時之体也」と推称している。<sup>22</sup>

なおこの匡房の所説によれば、菅家はその先祖土師氏が帝王の陵墓を葬るとき人を埋める旧制を改め、土人を以てこれに代え、万民に生恩を施したが、国家のためには不忠であったから菅家には人多くして官少いのであるという。<sup>23</sup>しかし人多く官少きはすでに儒道諸家の通例であり、大江家も例外ではなかった。かの朝綱の孫にしてこの匡房の曾祖父に当る匡衡は右京大夫重光の子、天延三年<sup>（九七五）</sup>二十四才のとき文章生となり、まもなく秀才に補し、永祚元年<sup>（九八九）</sup>三十八才の壯齡で文章博士に任じ、長徳元年<sup>（九九一）</sup>式部權少輔を兼ねた。このころ匡衡は奏状を進めて「年来淹屈、未レ遇レ時」と訴え、延喜以来中少弁の中に多くは三四人、少くも一両人の儒者がいる事例に従い、かれ自身が右中弁に兼任せられたことを請うたが容れられず、同三年に至って東宮学士兼任となつた。この年七月、匡衡は奏状を進め、およそ擬文章生試のときは文章博士および儒士二三人を喚し、省とともに判定すべきであり、當時匡衡は省の輔にして文章博士を兼ね、評定の場においてもつとも要須の人であるのに諸儒が匡衡の意見を用い、情に任せて擲落判を成したことを不穢とし、また学生大江時棟の献じた詩につき、大内記紀斎名が病累ありとして落第に処したことに対する異議を唱えた。<sup>24</sup>翌四年正月、四十七才にして式部權大輔に任じ、やがて正四位下に叙し、寛弘二年<sup>（一〇〇五）</sup>敦康親王の読書始に候して御注孝經を講じた。翌三年一たん官を辞して子息齊周を式部少丞に申し任じたが、二年後に旧官に復し、ついで式部大輔となり、丹波守、侍従を兼ね、なお数年の勞を積んで公卿に列すべきところ、それに先立つて長和元年七月、六十一才で卒した。右大将実資はこれを悼み「當時名儒、無二人比肩、文道滅亡」と日記に書いている。匡衡の家集「江吏部集」の中にかれが縊命を蒙って白氏文集七十巻に点したことに関連して千古・維時以来歴代文集の侍読と

なつたことを述べ、「夫為江家之江家」、白樂天之恩也」といつているが、その詠草には必ずしも白氏の作風を反映するとは限らず、むしろ江家代々が皇子の名を撰進したこと、また代々摂関の顧問に備わり、匡衡も左大臣道長の家臣となり、時々下問を蒙って発明するところあり、ことにかれが文章博士・式部権大輔・尾張守の三官を兼帶したとき道長から賀詩を寄せられたことなどを詠じ、つとめて自家の功績・顯栄を誇示する匂いが鼻につく。しかしこれも人多く官少き世に立つ学者の自然に行きつくべき境地であつたのであろう。

かの枕草子の「めでたきもの」の段には、「博士のさえあるは、いとめでたしといふもおろかなり、顔もいとにくげに、下落なれども、世にやむごとなきものに思はれ、かしこき御前に近づきまゐり、さるべき事など問はせ給ふ御文の師にてさぶらふは、めでたくこそおぼゆれ、願文、さるべきもの、序作りいだしてほめらるゝ、いとめでたし」とある。そもそもむかし天長四年六月、太政官符を下して俊士を停廃し、文章生ならびに得業生を補する旧例を復するに当り、「大學尚才之處、養賢之地也、天下之俊咸來、海內之英並萃、游夏之徒、元非卿相之子」、楊馬之輩、<sup>27</sup>出<sup>26</sup>自<sup>27</sup>寒素之門<sup>28</sup>、高才未<sup>29</sup>必貴種<sup>30</sup>、貴種末<sup>31</sup>必高才<sup>32</sup>、且夫王者用<sup>33</sup>人、唯才是貴、朝為廄養<sup>34</sup>、夕登公卿<sup>35</sup>、而況区区生徒、何拘<sup>36</sup>門資<sup>37</sup>」と大いに人材登用を強調したことでもあり、博士たちの中にはいわゆる貴種ではなく下相なる人がいたこともあらうが、清少納言の時代には博士家も次第に固定し、下相なる博士はそれほど多くはなかつたはずである。すでに宇津保物語にも、ある「せまりしれたる大がくのすけ」のことばとして、「家かまどなくして、たよりなからん人」が「とうさくし、きふだいし、がくもんれう給はり、かく返々物は、ついでをこさず、いでたちつべきもの」であるのに、現状では「さえあるものはしづめ、むさえのをのこはさきにたつ」仕儀であると歎じてゐる。のちに北畠親房も神皇正統記において人材登用のことに言及して右の天長の格条を引き、さらに「寛弘よりあなたには、まことに才かしこければ種姓にかゝはらず将相にいたる人もあり、寛弘以来は譜第をさきとして、其中に才もあり徳もありて職にかなひぬべき人をぞえらばれける、世のすゑにみだりがはしかるべき事をいましめらるゝにやあ

りけん」と述べた。まったく寛弘以後にはすでに譜第そのものについても人多く官少く、七十才にしてなお諸国様目の欠に補せられざる学生もあり、名門の出身とても必ずしも榮達意の如きを得なかつた。<sup>38</sup> 例えば藤原明衡は式家の出で、寛弘元年<sup>(一〇〇四)</sup>十六才で入学、長和三年<sup>(一〇〇四)</sup>学問科を給せられ、やがて秀才に補し、檢非違使尉となつたが、その後の官位の遅滯は甚しく、久しく式部少輔にとどまつたので、明衡は奏状を進めて「齡臨<sup>ニ</sup>素髮」、位沈<sup>ニ</sup>緋衫」む不遇を訴え、大学頭に任せられんことを請い、ようやく文章博士兼東宮學士となり、從四位下に叙せられた。しかし正五位下にとどまること実に十七年に及び、弁官や檢非違使別当などの顯職に就いたことがないため、七十才を過ぎてなお「列<sup>ニ</sup>後進浅勞之末座」しなくてはならなかつたので、ふたたび奏状を進め、先父敦信の侍読の功と、自身の十三年にわたる式部少輔の労とにより位一階を昇叙せられたいと請うたがこれまた容れられなかつた。晩年はじめて大学頭に任せられたが、すでに老齢のため劇職に堪えず、治暦二年九月文章博士兼任を辞し、ついで十月、七十八才で卒去した。<sup>39</sup> 本朝無題詩集にも「紺衫位淺窮秋淚、素髮齡傾薄暮魂」など、明衡が老來不遇を悲しんだ詩句が散見する。

このように学者の多くが不遇に沈淪した時代において、ひとつの大頂点を示したのは大江匡房の場合であろう。匡房は大学頭成衡の子で中納言維時の孫に当る。長久二年<sup>(一〇〇四)</sup>にうまれ、天喜四年十二月、十六才で文章得業生となり、学問料を給せられ、十九才で対策登科し、治部・式部の少丞を経て東宮學士となり、治暦四年<sup>(一〇〇八)</sup>、二十八才のとき、東宮の即位とともに藏人となり、ついで中務大輔に任じ、正五位下に叙せられた。その後再三東宮學士を兼ねて正四位下に進み、左中弁を経て式部權大輔・左大弁・勘解由長官を兼ね、やがて式部大輔從三位に至り、寛治二年四十八才のとき參議正三位、同八年五十四才にして權中納言從二位に昇り、承徳元年<sup>(一〇〇九)</sup>には大宰權帥を兼ねて翌年下向、在府四年の勞により正二位に叙し、ついで帰京、長治二年<sup>(一〇一五)</sup>大宰權帥に還任して納言を去つたが、このたびは任に赴かず、天永二年七月大藏卿に任じ、十一月七十一才で薨去した。<sup>40</sup> 江家にして中納言たるは祖父維時以来のことであり、しかも位は維時の從三位にまさること三級である。

匡房は四才で書を読み、八才で史記に通じ、十一才で大納言源師房の面前で即題の詩を詠じ、十六才のとき秋日閑居賦を作つて盛名を得たという天才兒であつた。秋日閑居賦はその劈頭に、「夫逸士之貧居也、地尋幽閑」、心耽文籍、遼綻開三徑、家唯對四壁、閑戸以久忘田園、下帷以遙知疇昔」とある通り、大いに隱逸の喜びを賦したものであり、また匡房が源兼明の座右銘にならつて作つた続座右銘の中にも「妄想水中月、浮榮風前花」なる一節があつて、かれの老莊的超越趣味を示している。しかし紀伝家の嫡子にうまれた匡房が隠逸、超越の境地に居住することは、世も人もこれを許さぬところであつた。<sup>31</sup> 今鏡によればかゝって匡房が下臈のころ、世を怨んで山に入つたとき権中納言經任がこれを諫め、「われはやむごとなかるべき人也、しかあらばよのためみのため、くちをしかるべし」といって匡房を太政大臣頼通のもとにもない、頼通はまたかれを東宮に薦めたので、「宮もよろこばせ給て、やがて殿上して人のよそひなどかりてぞふだにもつきける」次第であつた。經任が権中納言にして頼通が太政大臣であつたのは康平四五年の間、すなわち匡房が二十二才のときであり、東宮は後三条天皇である。<sup>32</sup> 匡房は天皇践祚後も藏人式部大夫と呼ばれて近侍し、天皇が大神宮に奉る宸筆宣命の中に、即位後<sup>33</sup>として僻事せずと書かれたとき、天皇の人事の不当を指摘し直諫した。幸いにこれがため一層の信任を得たらしく、白河天皇朝にもひき続き重用された。ことに承暦<sup>34</sup>四年高麗國より医を求めて来た牒状に対する返牒に、「双魚難達ニ鳳池之波、扁鵲豈入ニ鷄林之雲」の秀句を載せ、世評すこぶる高かつた。なお白河院の旨を受けて和漢朗詠集の中の詩の残りの句を集成したこともあり、関白師通も匡房を「儒宗」と認め、かれに就いて経史の説を受けた。匡房は自分が納言に至つたのは始祖音人の檢非違使別当時代の積善の余慶であると述懐したが、かれの栄達はそういう過去の因縁よりも、むしろ父祖の功を負いながら、院と接觸という当時の二大勢力の文化的側面に現実的に貢献する才能と機会とに恵まれたからであった。かれは詩文のみならず経史にも通じてその秘傳を知り、易筮をもよくして人を相し、またわが朝の法令儀式を集め江次第を撰修し、仏典を涉獵しては続本朝往生伝の編著をのこした。<sup>35</sup> ただこれほどの博学宏才のためみ、

ずから恃むことあつく、しばしば自讃して憚らなかつた。かつて匡房は二条高倉に書庫を建てた。そして市中の火災を怖れざるかと、いう関白忠実の間に答えて、「日域不<sub>レ</sub>亡<sub>ト</sub>、此書不<sub>レ</sub>亡<sub>ト</sub>、若遇三日域可<sub>レ</sub>亡<sub>ト</sub>之運」、此書自亡<sub>ト</sub>、何怖<sub>ニ</sub>火灾乎<sub>ト</sub>」と豪語した。<sup>36</sup>人々が自分の災厄の精というと聞いては「身モ事外也ト思給也」といよいよ自信を示した。果ては官爵・福禄・才芸・名譽みな中古の人(維時)に過ぎ、しかも長寿であることを誇り、「世間事全無<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>思、只所<sub>ニ</sub>遺恨<sub>ニ</sub>ハ、不<sub>レ</sub>歴<sub>ニ</sub>歳人頭<sub>ト</sub>、子孫ガ和呂クテヤミヌルトナリ」と放言した。<sup>37</sup> 匡房の晩年にかれとならんで中納言であった藤原宗忠はその日記に匡房の薨去の事を載せた上、「為<sub>ニ</sub>三代侍徳<sub>ト</sub>、才智過<sub>レ</sub>人、文章勝<sub>レ</sub>他、誠是天下明鏡也、但心性委曲、頗有<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>直事<sub>ニ</sub>」と記した。<sup>38</sup> これはまことに適評といふべきであろう。

## 註

- 1 桃裕行「上代学制の研究」第二章第三節。
- 2 日本紀略寛平三年四月九日、同八年二月十三日条。公卿補任。菅家御伝記。本朝文粹卷八、延喜以後詩序。官職秘抄、諸道官、紀伝条。
- 3 日本紀略昌泰元年二月二十日条。雜言奉和。類從三代格延喜格序。公卿補任。江談抄第一、仏神事、紀家參長谷寺事。
- 4 公卿補任。江談抄第三、雜事。紀長谷雄は天慶五年十二月文章得業生となり、同八年五月秀才試に及第したらしく、譲岐掾に任せられた。清行が長谷雄をののしつたことは今昔物語卷二十四にも見えるが、大分潤色が過ぎるようである。
- 5 政事要略卷三十、年中行事。
- 6 江談抄五、詩事、清行才菅家嘲給事。
- 7 公卿補任。類聚符宣抄第九、講書。
- 8 本朝文粹卷七、書状、奉菅右相府書。
- 9 本朝文粹卷七、書状、奉藤左丞相書。

10 本朝文粹卷二、意見封事。なお政事要略卷六十七、糺彈雜事所収、議禁深紅衣服奏議（延喜十七年十二月二十五日）も清行の

実際的識見をうかがうべきものである。

11 扶桑略記二十四、延喜十八年十月二十五日条。

12 本朝文粹卷二、奏状中、諸殊蒙鴻恩拝任溫職状。

13 公卿補任、類聚符宣抄第十、可給上曰人々。

14 江談抄第四。古今著聞集卷四、文学。

15 江談抄第二、雜事、道風朝綱手跡相論事。

16 公卿補任。官職秘抄下、諸道官、紀伝条。

17 江吏部集卷中、人倫部。公卿補任。

18 江吏部集卷中、秘教部。

19 江談抄第五、詩事、維時中納言夢才学事。

20 公卿補任。本朝文粹卷六、奏状中。官歴は主として後者に拠つた。文章博士に任せられた年次も天元の奏状の記載にもとづいて推歩したものである。

21 江談抄第四に、朝綱卒去後その旧亭に集まり、「月上長安百尺樓」の句を詠じたとき、老尼が現われてその誤読を正したといふ話を載せ、十訓抄第三も同様の話を載せて文時の旧宅においてのこととしている。恐らく朝綱・文時両人がならび称せられていたための混同であろう。

22 江談抄第四および第五、詩事。古事談第六、亭宅諸道。古今著聞集卷四、文学。

23 江談抄第三、雜事、菅家本土師氏也、子孫雖多官位不足事。

24 中古三十六人歌仙伝、大江匡衡条。朝野群載卷九、功勞、儒者由弁官条。本朝文粹卷七、奏状下。

25 本朝麗藻卷下。小右記長和元年七月十七日条。なお官職秘抄下、諸道官、紀伝条および江吏部集卷中、人倫部によれば匡衡は

文章博士に再任したという。再任は多分寛弘五年四月式部權大輔還任のときのことであろう。

江吏部集卷中。本朝麗藻卷上。

26 本朝文粹卷二、官符、天長四年六月十三日太政官符、應補文章生並得業生復旧事。

27 宇津保物語、藤原の君。神皇正統記後醍醐天皇条。除目大成抄三、四道条。

28 本朝文粹卷五および卷六、奏状。

29 公卿補任。大江氏系図。

30 本朝讀文粹卷一、賦。同卷十一、暮年記、統座右銘。統古事談第一、臣節。

31 今鏡卷一、すべらぎの上、つかさめし。

32 統古事談第一、王道后宮。愚管抄第四。古今著聞集第四、文學。本朝世紀第二十二、康和元年六月二十八日条。今鏡卷二、す

べらぎの中、もみぢのみかり。なお高麗牒状のことについては左記・帥記・朝野群載卷二十、異国条に詳らかである。

34 江談抄第二、雜事。

35 江談抄第五、詩事。水左記承保四年二月十二日条。十訓抄第一。桃華羹葉、本朝本書事条。統本朝往生伝序。

36 字塊雜抄卷下、仁平四年十月五日条。統古事談第二、臣節。

37 江談抄第五、詩事。都督自譖事。

38 中右記天永二年十一月五日条。

## II

かの大江朝綱が菅氏の某とともに菅江兩流の家説を撰修した「作文大体」の天慶二年<sup>(九二〇)</sup>の序には、「夫學問之道、作文為<sup>レ</sup>先、若只誦<sup>ニ</sup>經書<sup>、</sup>不<sup>レ</sup>習<sup>ニ</sup>詩賦<sup>、</sup>則所謂書厨子而如<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>益矣、弁<sup>ニ</sup>四声<sup>詳<sup>ニ</sup></sup>其義<sup>、</sup>嘲<sup>ニ</sup>風月<sup>昧<sup>ニ</sup></sup>其理<sup>、</sup>莫<sup>レ</sup>不起<sup>ニ</sup>此焉」<sup>と</sup>あり、寛平御遺誠の経史尊重、雜文輕視の趣旨が四十年にして忘れ去られたことを示している。人

々が経史を敬遠して紀伝に親近する傾向はその後も年とともにいよいよ顯著であった。そこで康保・安和のころ宣旨を下し、明経学生のうち適當の者を選び博士の独掌により大業を成し、得業生に准じて課試せしめることとし、ついで長徳元年八月<sup>(九九五)</sup>、太政官は符を式部省に下し、「令条所載学生四百人者、是明経之生徒也」と強調し、しかも得業生四人のほか立身の階なき現状にては毎年二三人が諸司二三分を拝するに過ぎざる事実に鑑み、明経問者生の課試に際しては八条を限りとし、五以上に通するを以て及第者とする命じ、明経道の振興をはかったが、大勢を如何ともすることができなかつた。文章博士たちがその位階において明経博士に立ちまさる上に、多く顧官顧職を兼ね、至尊に接近して読書に奉仕し、詩賦文章によつて権門勢家の眷顧を蒙つた実際は上述の通りである。かれらの官途がしばしば停滞したのは、やはり文字通り人多く官少きためであつた。それに大学頭は從五位上、式部大輔とて正五位下の官であり、学者としてのかれらは地下にとどまるのが本来であつたのである。それにもかかわらず、かれらが常に昇進を心にかけたのは、毎々貴顕に接近しておのが官位の卑賤を痛感せしめられたからであり、そうして絶えず昇進の機をうかがつてゐるうちに諸大夫に任せられ、あるものは晩年「一瞬之間」ながら公卿に列することもできたのである。これを明経道出身者の多くが終生下級官吏に沈淪したのにくらべれば、紀伝道流行の世にめぐり合せたかれらは幸いであつたのである。

問題はこれらの紀伝家たちのどのような知識・教養が上流の文化生活の必要に適応したかということである。本朝文粹には紀伝家たちの作文のほか、かれらが起草した詔勅や貴顕のために代作した表文の類をおびただしく収載する。例えば大江朝綱は忠平のために種々の辞表を草し、菅原文時は村上天皇の詔勅のほか実頼・兼通らの表文を作り、大江匡衡も道長のために閼白・大臣の辞表を作成した。このような代作のとき、かれらが依頼主たる権門の信任をつなぐためにいかに腐心したかについては次の一話がある。すなわち寛弘二年<sup>(1005)</sup>のころ、閼白頼忠の遺子中納言公任が事によつて出仕せず、紀斎名・大江以言らにあつらえて辞表を草せしめたが心にかなはず、ついに大江匡衡を招

き、「貴殿ばかりぞ書きひらかれんと思ふ」と頼んだので、匡衡はその知遇に感じながらも、「彼輩は才学優長也、しかるをそれによざりて書きのべん書きはめて有がたし」と思い悩んだ。そのとき匡衡の妻赤染衛門が、公任は「ゆしく矯飾ある人」ゆえその先祖がやんごとなきものにてありながら沈淪している旨を書くがよいとすすめたので、匡衡はその通りに書いたところ、果たして公任は感歎してよろこんだという。<sup>1</sup>このように本来大学寮において経業を教授し、学生を課試すべき博士たちが、その文章を以て貴顯の愛顧にあずからんことを競うに至ったことは、大学教育の充実のためにも考うべきであつたろうが、それとともにまた学問を特殊技術化し、この特殊技術を自由に雇用し得る貴族層の知識欲を相対的に減殺し、かれらの教養に欠陥を生ぜしめる弊もまぬがれなかつたようである。枕草子によれば、中宮定子が大進生昌の家に行啓のとき、門が小さくて女房車が入らなかつた。生昌が「家のほど身のほどに合せて侍るなり」といいわけしたとき、清少納言はすかさず「されど門のかぎりを高く造りける人も聞ゆるは」といった。生昌はあなおそろしと驚き、「それは干定国がことにこそ侍るなれ、ふるき進士などに侍らずば承り知るべくも侍らざりけり、たまたまこの道にまかり入りにければ、かうだにわきまへられ侍る」といった。漢書に見える故事も、紀伝道関係者でなければわきまえられなくなつていたのである。<sup>2</sup>また江談抄によれば、上東門院が一条天皇の女御であったとき、帳中に犬の子が侵入していたのを見つけて大いにあやしみ恐れた。道長もこのことを聞き、匡衡を召してひそかに談合したところ、匡衡はこれは極めて慶賀すべきことであると答え、その理由を説明して、犬の字は点を大の字の下に付ければ太の字となり、点を上に付ければ天の字となる。すなわち皇子が誕生して太子に立ち、次に天子に至るべき徵であるといったので道長は大いに感悦したという。<sup>3</sup>当時左大臣としてならびなき威福を誇った道長がこれほどに他愛のないことの一喜一憂するところに貴族層の識見の大きな盲点を見せつけられた感じがするではないか。

むかし大江維時は博覽強記の聞こえが高く、平安遷都以来の京中の家々の持主の名、その売買の年月を記憶し、人

々の忌月をも暗記していた。あるとき主上のために前裁の花の目録を作ったが、花の名を記すのに大てい漢字を使わず、多く仮名を用いたため人々の嘲笑を招いた。後日維時はまた主上から漢字を用いよの仰せを承り、即座に書いて進めたところ、人々は一草の名も読むことができなかつたので维時は「如レ此之故先日用ニ仮名字ニ、何被レ嘲哉」といい、すこぶる得意であつた。<sup>4</sup>下つて関白頼通が宇治平等院を建立したころ、大門は北向としなければならなかつたので、頼通は北向大門の寺があつたかと右大臣源師房にたずねたが、師房は知らなかつた。然るに当時まだ無職で江冠者と呼ばれていた大江匡房が天竺には奈良陀寺、唐土には西明寺、この朝には六波羅密寺と即答したので頼通は大いに感心したという話が古事談に見える。<sup>5</sup>さらに下つて鳥羽法皇の觀山御幸のとき、宝物の中に三つの奇物があり、古老僧徒さえもその何たるかを解しなかつたところ、藤原通憲入道信西がそれを説明し、杖の先にまるい物の綿ふくふくと入りたるを付けたるものは禅法杖といい、禪定を修するとき僧の痛む所あればこれを以て腹胸などをさきえているものであり、次に鞠のようにまるく小さい物で投げれば音を立てるものは禪球といい、これも修禪のとき居眠りする僧の頂に置き、眠り傾けば落ちて音を立て、目をさまさせるものであり、また木の十文字に差したる物は助老といい、老僧などのよりかかる脇足のようなものであるといつたので諸人感歎せざるはなかつたというのも古事談の載せるところである。博士や文人がこの種の博識の故に諸人の歎賞するところとなり、貴顯の信任をあつうしたこととは、この時代の日記や、説話集の類に多く散見するが、こういう単純にして何ら体系化さるべくもない断片的知識が世にもてはやされ、それらを集積することが学問の道であるように思われたのは、学問の眞の意義がすでに見失われ、特殊の身分の人々の特殊技能と目せられるようになつた時代を反映するものであろう。

白河院の世に、修理大夫藤原顯季は五か国の国守を歴任して康和六年正月従三位に叙せられたので、やがて文章博士藤原敦光のすすめに従い、参議たることを望んで院の御内意を伺つたところ、「それもものかくうへのことなり」と仰せられたので、「申すにえたらでやみにき」という所伝が今鏡に見える。事實顯季はその後正三位に昇つたがな

お非參議のまま保安<sup>(一一二三)</sup>四年八月出家、翌月六十九才で薨去した。また同書後文に中納言藤原顯隆がまだ下萬<sup>(一)</sup>のとき、院が「弁になさむとおぼしめすに、詩をつくりではいかがならん、四韻の文つくるものこそ弁にはなれとおぼせられ」たので、顯隆は驚いて急に詩を好んだという。顯隆が右少弁となつたのは承徳<sup>(一一九八)</sup>二年十二月、かれの二十七才のときのことである。このように詩文を作ることが立身の条件と考えられたにもかかわらず、すでにこの条件が必ずしもみたされなくなつていたことは、「不<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>詩之人昇<sup>ニ</sup>卿相<sup>ニ</sup>事、始<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>顯雅卿<sup>ニ</sup>云々、不<sup>レ</sup>書<sup>ニ</sup>消息<sup>ニ</sup>之人昇<sup>ニ</sup>卿相<sup>ニ</sup>事、始<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>俊忠卿<sup>ニ</sup>云々」という古事談の記載によつて明らかである。顯雅は右大臣顯房の子、藤原顯隆より二才年少で康和<sup>(一一〇〇)</sup>四年六月、二十九才のとき藏人頭から參議に任せられたが、かれは自身でものを書くこともなかつたらしく、かつて僧正行尊に送つた文の表書に「きんきん上、はうどうるむの僧正の御ばうに」としたためた。仮名で書くならば謹上はいらないのである。また顯雅は、雨が降るから車を引き入れよといふべきを「くるまふる、しぐれきしいれよ」といつた類の失言が多く、あるとき珊瑚院の「いのりはせぬか」との仰せに答えて、等身の仏像を造らんとする由を言上しようとする折しも鼠が走り渡つたので「さればとうしんのねずみつくらむと侍るが」と申したという。<sup>8</sup> このように書札札に暗く、かつ粗忽な人が藏人頭であつたとはまことに不思議である。また俊忠は大納言忠家の子で顯雅より三才年長であるが、參議に任せられたのは顯雅より四年おくれて嘉承元年<sup>(一一〇〇)</sup>十二月、三十四才のときであつた。俊忠は當時著名の歌人で、その作は家集のはか千載和歌集以下数次の勅撰集に收められている。かれが消息を書かなかつたというのは、いわゆる往来体の文を作らなかつたことであろう。<sup>9</sup> いささか後のことであるが、長承<sup>(一一三四)</sup>三年二月、左大臣忠が除目執筆奉仕のとき、新たに參議に任せられた藤原実衡の衡の字を忘れたので関白忠通にたずねたところ、「ユキノ中ノ魚」と教えられたので、雪の字の中に魚の字を書き入れようとしたが、「サル文字モナカリケレバ黒字ニ」書いたという。<sup>10</sup> 当時の貴族は案外漢字漢文にうとかつたのである。

むかし嵯峨天皇のとき、助教広人は隻眼ながらよく左伝を読み、兼ねて諸道を学んだ。かれはかつて高村なるもの

の文章博士対策判にあずかり、これを落第に処したが、後日勅命により改めて及第とした。そのとき高村が「一目亡人、何識ニ我策ニ哉」とつぶやいたと聞いて広人は「以ニ一目ニ見ニ汝書ニ、尚不レ足ニ可レ見、伺況兩眼共存時乎」といって。大江匡房はこの事を語り、「以ニ此等例ニ思レ之、紀伝明経者共以ニ広学ニ也」と説いたといふ。<sup>11</sup> 藤原明衡の新猿楽記にも「五君夫、紀伝、明法、明経、算道等之学生也、姓菅原、名匡文、字菅綾三、文選、文集、史紀、漢書、論語、孝經、毛詩、左伝、律、令、格、式、尽ノ部読了、仍詩賦、序表、詔勅、宣命、位記、奏狀、願文、呪願、符牒、告書、教書、日記、申文、消息、往来、請文等上手也」と、博学宏才の効用を述べている。しかし諸道兼通の博士といつても所詮は下蕩に過ぎず、幸いに兼官を得ても諸大夫に列するばかりであり、稀有にして卿相に昇つても、菅公の唯一例を除けば、「儒宗」といわれた大江匡房とて権中納言從二位にとどまり、経世済民の道にたずさわるべきもなかつたのである。かれらの「上手」が役立つ分野眺めても、詩賦・序表を作るのは朝政を修飾する文人の役目であり、詔勅・宣命など公文書の起草は元來吏僚の仕事にほかなりらず、願文・呪願あるいは消息・往来などの制作に至つては貴顯の私生活に奉仕する壳文の業に堕しかねない。しかしいずれにしても単なる文筆の世界であり、五経の正義を知らず、論語の集解を読まずとも、四六駢麗、前後重疊の文飾、技巧によつてこそ権門勢家の知遇を得、官途の昇進も期待すべき実情であった。紀伝ひとり榮えて明経のすたれる所以もここに見いだされる。

従つて、今日ジャーナリズムにおける知名の学界人が必ずしもその専門の学問の最高水準を代表しないように、當時文道において名を得た人々とて、果たしてどれほどの学識の裏づけがあつたかはすこぶる疑問としなければならなかつたのである。例えば古事談の一節にいう。

有国与ニ保胤ニ争ニ文道ニ常レ和云々、保胤ヲバ有國ハ有々ノ主ト号ケリ、有國問ニ本文事ニ之時、不ニ竟悟ニ事ヲモ、サル事アリサル事アリト云テ、作ニ本文ヲニ問ケル時モ、又サル事アリト云ケリ、仍有々ノ主ト号云々<sup>12</sup>

有国は大学頭藤原弘蔭の曾孫、詩文の才に恵まれた上に機略に富み、右大弁・勘解由長官・藏人頭・大宰大式・彈正

大納を歴任して参議従二位に至り、修理大夫を兼ね、寛弘八年七月、六十九才で薨じた。<sup>13</sup>また保胤は姓は慶滋、陰陽博士賀茂保憲の弟であるが家学よりも文道を志して菅原文時の門に入り、内御書所に候してさらに方略試を奉じ、文筆の功を積んで大内記従五位下に進んだが寛和二年<sup>14</sup>四月出家し、日本往生極樂記の編著を遺した。その作品の数々が本朝文粹に収められている通り、かれの文名が世に高かつたにもかかわらず、有国の指摘したような事実があつたとすれば、それは当時の学問がいかに根底なき虚飾にみちていたかを暗示するものといえよう。寛和寛弘の盛世でさえこの態であるならば、まして降ってかのきんきん上の藏人頭や雪の中に魚の左大臣をはじめ、無学な朝臣たちが廟堂につらなる時代に、もし名実ともに博士の名に値する学者が出たにしても、果たして何人がそれを鑑別し登庸し得たであろうか。かくも学道の衰微した平安季世において、政務多端の中にみずから読書の功を積み、経世濟民の効用を経学の復興に期待するものこそは、まことに無類の篤志家であり、よき意味における反動主義者であろう。「日本第一大学生」悪左府頼長の文化史上の地位は、この点から再評価されなければならないのである。

(以下次号)

#### 註

- 1 十訓抄第七、可專思慮事。同書には公任を「四条大納言」と載せるが、公卿補任寛弘二年条公任の項によれば当時かれは中納言正三位であり、また「去年十一月以後不出仕、七月廿一日重上表、請停中納言、而今日有勅、遣藏人右中弁経通加一階云々」と記されている。
- 2 枕草子第六段。金子元臣は長保<sup>15</sup>元年のことと推定する(枕草子評釈上、四一頁)。大進生昌は中納言平惟仲の弟、文章生出身と思われる。千定国の父子公が獄を決すること平らかなりし陰徳により子孫に余慶あるべきを予想し、門を高大に造った故事は漢書卷七十一、干定国列伝に見える。

- 3 江談抄第二、雜事、上東門院御帳内大出来事。なお十訓抄第一、可施人恵事にも同じ趣の記事がある。
- 4 続古事談第二、亭宅諸道。

5 古事談第五、神社仏事。

6 古事談第一、王追后宮。

7 公卿補任。今鏡卷二、すべらぎの中、つりせぬうらうら。なお大槐秘抄には諸大夫の上居を好むは顯季の三位に始まる推察している。これも顯季が參議たらんとする熱望のあらわれであつたろう。

8 古事談第二、臣節。公卿補任。今鏡卷七、むらかみの源氏、むさしののくさ。十訓抄第一、可施人恵事。

9 公卿補任。なお千載和歌集卷九、哀傷に收められた權中納言俊忠の歌の序に、「少将に侍りける時、大納言忠家かくられ侍りける後、五月五日中納言國信中將に侍りける時消息して侍りけるついでに遣しける」とある。俊忠が普通の音信という意味の消息を書かなかつたわけではないことは明らかである。なお消息の意義については藤村作編「日本文学大辞典」卷四、消息の条（伊木寿一解説）に詳らかである。

10 古事談第二、臣節。実衡が參議に任せられたのは公卿補任によれば長承三年二月のことであり、当時家忠は左大臣で七十三才、忠通は関白で三十八才であった。

11 江談抄第二、雜事、助教広人兼学諸道、習諸舞長工巧事。  
12 古事談第六、亭宇諸道。

13 日本紀略寛弘八年七月十一日条。公卿補任。朝野群載卷九、功劳。十訓抄第一、可施人恵事。江談抄第三、雜事。本朝麗藻卷下、懷旧部。善秀才家詩合。

14 日本紀略寛弘二年四月廿二日条。加茂氏系図。統本朝往生伝。本朝麗藻卷下、懷旧部。善秀才家詩合。江談抄第五、詩事。同第六、長句事。古今著聞集卷四、文学。本朝文粹卷十二、池亭記。今鏡卷九、むかしがたり、まことの道。今昔物語卷十九、内記慶滋保胤出家語第三。日本往生極樂記序。

15 愚管抄第四、崇徳天皇条。

(昭和三十四年五月二十四日稿)

Wajima, Yoshio

## The Aristocratic Learning Career in Ancient Japan.

An Inquiry about the Origin of Japanese  
Interest in Chu Hsi's Theory, or Neo-Confucianism.

According to the educational regulations in Ancient Japan, all the students who were to enter government services, were required to study Chinese classics. But they preferred Chinese literature and Chinese history as literature to Confucian scriptures, because it was the royal road to catch the aristocrats' tastes, and to receive their favour.

Therefore, towards the end of ancient times, critical studies of Confucian doctrines were almost neglected, until Fujiwara-Yorinaga, so-called the greatest scholar in Japan, tried to revive the studies of Confucian scriptures in the orthodox manner. (To be continued in our next).